

埼玉県東南部地域放射線対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、埼玉県東南部地域放射線対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線の影響で、埼玉県東南部地域の草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（以下「5市1町」という。）では、住民から大気中の放射線等の影響に関する不安の声や自治体での測定及び評価を実施するよう要望があがっている。

このことから、放射線に係る対策について5市1町で連携し、統一した手法を定め、広域的に対応することを目的とする。

(内容)

第3条 協議会は5市1町内の大気中の放射線量等の測定を実施するため、統一した手法及び結果に基づく放射線量を把握する。

2 5市1町の年間放射線量の目標及び放射線を低減させるための指針を作成する。

3 住民への放射線に関する正しい知識を周知するため、講演会を開催する。

4 5市1町で放射線対策に要した費用の損害賠償を検討する。

(組織)

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

(1) 5市1町の首長

2 協議会へ提案する内容を定める組織として、次の委員をもってワーキンググループを設けることができる。

(1) 5市1町放射線業務担当課長

(2) 埼玉県

(3) 放射線専門家

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を取りまとめ、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会及びワーキンググループの事務を処理するため、事務局を越谷市環境経済部環境政策課に置く。

(会議)

第7条 協議会及びワーキンググループ会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 協議会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この会則に定めがない必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(附則)

1 この会則は平成23年9月29日から施行する。

埼玉県東南部地域放射線対策協議会委員名簿

1. 埼玉県東南部地域放射線対策協議会

市 町	氏 名	役 職
草加市	市 長 田 中 和 明	
越谷市	市 長 高 橋 努	会長
八潮市	市 長 多 田 重 美	
三郷市	市 長 木 津 雅 晟	副会長
吉川市	市 長 戸 張 胤 茂	
松伏町	町 長 会 田 重 雄	

2. 埼玉県東南部地域放射線対策協議会ワーキンググループ

市 町	所 属 等	備 考
草加市	環境課長	
越谷市	環境政策課長	事務局
八潮市	交通防災課長	
三郷市	放射能対策室グループリーダー クリーンライフ課長	放射線対策専門部会長
吉川市	環境課長 市民安全課長	
松伏町	環境経済課長	
埼玉県	越谷環境管理事務所長	
専門家	埼玉大学 教授 坂井 貴文	
専門家	自治医科大学R Iセンター 管理主任 菊地 透	
専門家	埼玉県立大学 教授 柴村 英道	